

【労災保険指定訪問看護事業者】

提出書類の詳細

1 新規指定申請のとき

※毎月1日を指定日とするため、20日までにご提出ください。

- (1) 労災保険指定訪問看護事業者指定申請書〔訪様式第1号〕
- (2) 健康保険または介護保険法に係る「指定通知書」(写)
- (3) 指定・指名機関登録(変更)報告書〔診機様式第22号〕
指定・指名機関登録(変更)報告書〔診機様式第23号〕

2 申請内容を変更するとき

訪問看護事業者の名称及び住所の変更

代表者の異動

支払先金融機関の変更

- (1) 労災保険指定訪問看護事業者変更届〔訪様式第5号〕
- (2) 指定・指名機関登録(変更)報告書〔診機様式第22号〕
指定・指名機関登録(変更)報告書〔診機様式第23号〕

3 事業を廃止、休止したとき

- (1) 労災保険指定訪問看護事業者廃止・休止届〔訪様式第6号〕

4 事業を再開したとき

- (1) 労災保険指定訪問看護事業者再開届〔訪様式第7号〕

お問合せ先・提出先

〒730-8538

広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎2号館5階

☎ 082-221-9245

広島労働局労働基準部労災補償課 医療係